

議案第 33 号

議決第 号

始良市職員の給与に関する条例及び始良市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の件

始良市職員の給与に関する条例及び始良市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正したい。よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和4年3月17日提出

始良市長 湯元 敏浩

始良市職員の給与に関する条例及び始良市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

（始良市職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 始良市職員の給与に関する条例（平成22年始良市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の110」を「100分の100」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の72.5」を「100分の67.5」に、「100分の110」を「100分の100」に、「100分の62.5」を「100分の57.5」に改める。

（始良市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第2条 始良市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年始良市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第11条第4項中「100分の122.5」とあるのは「100分の140」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の155」を「100分の120」とあるのは「100分の162.5」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の始良市職員の給与に関する条例(第1号イにおいて「新給与条例」という。)第16条第2項(同条第3項又は第2条の規定による改正後の始良市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第11条第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び始良市職員の給与に関する条例(以下この項において「給与条例」という。)第16条第4項から第6項まで若しくは第18条第1項から第3項まで若しくは第6項又は公益的法人等への始良市職員の派遣等に関する条例(平成22年始良市条例第37号)第4条第1項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日(同日前1か月以内に退職した者にあつては、当該退職した日)における次の各号に掲げる職員(給与条例の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。)の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額(以下この項において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
- (1) 再任用職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合
- ア イ及びウに掲げる職員以外の職員 127.5分の15
- イ 新給与条例第17条の2第1項に規定する職員 107.5分の15
- ウ 始良市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第3条第1項に規定する特定任期付職員 167.5分の10
- (2) 再任用職員 72.5分の10
- (委任)
- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。